

# 北海道師範塾 塾頭通信

## 「教師の道」

第 693 号 平成 26 年 2 月 24 日

### 土曜授業（１）

文部科学省は、昨年（平成 25 年）の 11 月 29 日、公立学校の休業日を定めている学校教育法施行規則第 61 条を次の様に改正しました。

#### 学校教育法施行規則第 61 条の改正

旧	新
公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、 <b>特別の必要がある場合は、この限りでない。</b>	公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、 <b>当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合は、この限りでない。</b>
一 国民の祝日に関する法律に規定する日	一～三（略）
二 日曜日及び土曜日	
三 学校教育法施行令第 29 条の規定により教育委員会が定める日 （中学校、高等学校等においても同様）	

この改正は、文部科学省において設置されている「土曜授業に関する検討チーム」から昨年 6 月、

- ・土曜日において、学校における授業や地域における多様な学習や体験活動の機会等、これまで以上に豊かな教育環境を提供し、子ども達の成長を支え得るよう取組を充実する必要がある事、
- ・その為の方策の一つとして、まずは、設置者の判断により、これまで以上に土曜授業に取り組み易くなるよう、学校教育法施行規則の改正等を行う事、

という趣旨の提言がなされており、それを踏まえたものとなっています。

また、文部科学省では、土曜日の教育活動を推進する為、「土曜日教育ボランティア運動の推進」「土曜の教育活動推進プラン」の着実な実施に努めるとしています。

こうした国の動きに対して、北海道新聞社が昨年の暮れ各教育委員会の意向を調査したところ、33 の市町村教育委員会で土曜授業を検討している事が明らかとなっています（平成 25 年 12 月 21 日付北海道新聞）。

逆にいえば、約 8 割の市町村教育委員会では当面考えていないという事であり、また、土曜授業を検討している教育委員会においても、検討の中身は「実施するしないを含め検討」するとしているところも多く、全体としては、積極的に導入しようという態勢にはなっていない様です。

こうした中、小清水町の小・中学校では来年度から土曜授業を月 1、2 回実施する方針を明らかにしており（12 月 21 日付北海道新聞）、町教育委員会並びに各学

校の積極的な姿勢は、評価されるべきだと思います。

文部科学省の「土曜授業に関する検討チーム」は、土曜授業に対する教育委員会や学校保護者の意向等について調査し、その結果を昨年9月の「最終まとめ」の中で公表しています。

その結果によると、土曜日の午前中学校で授業を受ける事を希望している保護者は、小学校で36.7%、中学校で36.1%となっており、土曜授業に対するニーズは小さくないと思います。

「土曜日に何をして過ごす事が多いか」という質問に対して、小学生、中学生の保護者は共に約50%が「家でテレビやビデオ・DVDを見たり、ゲームをしたりしている」と回答していますので、そうした姿を見ている親の立場からすれば、学校に行って少しでも勉強して欲しいと思っているのかも知れません。

(塾頭：吉田 洋一)